

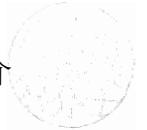
令和2年（行ウ）第455号 持続化給付金等支払請求事件  
被 告 国 外2名

## 証拠説明書（2）

2021年6月18日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告訴訟代理人弁護士 平 裕 介



同 弁護士 出 口 か お り



同 弁護士 井 桁 大 介



同 弁護士 亀 石 倫 子



同 弁護士 三 宅 千 晶



同 弁護士 福 田 健 治



甲 号証	標目 (写/原本)	作成 名義人	作成 年月日	立証趣旨
28	意見書 (原本)	東京都立大学 (憲法学) 木村草太教授	令和3年 6月8日	本件両給付金給付事業において、それ以外の事業者は給付金の給付を受けることができる一方、性風俗関連特殊営業の事業者は給付金の給付を受けられない区別が生じていること、国において性風俗関連特殊営業は「不健全・不道德」な職業だと評価し、それを給付金事業の考慮要素とすることは、差別感情に迎合するものであって、原告の差別されない権利(憲法14条1項)を侵害する上に、個人の尊重(憲法13条)の原理にも反するものであること等。
29	陳述書 (原本)	原告訴訟代理人 三宅千晶	2021年 6月10日	本件両除外規定に該当する事業者は、専用ウェブサイトを通じては、申請行為を完了することができない仕組みとなっていること、原告が、各申請前に、本件各給付金事業を所管する中小企業庁に問い合わせ、同庁総務課職員の回答に従い、中小企業庁の住所地に、各事務局宛の各申請書類を郵送したこと等。
30	資料出力報告書 (原本)	原告訴訟代理人 出口かおり	2021年 6月18日	各専用ウェブサイトは、その申請手続の途中に、本件両除外規定に該当しないことを宣誓することを求めており、チェックを行わない限り、次の画面に進むことができないこと等。

以上